

第3回長野県環境審議会湖沼類型指定見直し専門委員会 議事録

日 時 令和5年1月16日(月)
午後2時～午後4時30分
場 所 松本合同庁舎502会議室

1 開会

事務局
井出
(水大気環境課)

定刻となりましたので、ただいまから、第3回環境審議会湖沼類型指定見直し専門委員会を開会いたします。

私は、進行を務めさせていただきます長野県環境部水大気環境課の井出と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の委員の出席状況について報告させていただきます。本日は、会場に5名の委員の皆様、またオンラインで御参加いただく高村委員を含め、6名の委員全員に御出席いただいております。過半数の委員に御出席いただいております。本委員会の設置要綱第4条2項の規定により会議が成立していることを報告させていただきます。

なお、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録作成のため、本会議の音声を録音しておりますのでご承知おきください。

ここで資料の確認をお願いします。本日は会議次第の他、次第の下に記載のとおり資料1から資料5及び参考資料1から3を配付してございます。

資料の不足、乱丁等がございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、これから議事に入りますので進行を委員長の沖野先生にお願いしたいと思います。

2 会議事項

沖野委員長

委員長の沖野です。今日は湖沼類型指定見直し専門委員会の第3回目にあたります。お集まりいただきありがとうございます。

内容としましては、最初に前回の専門委員会での討議の結果について、事務局から報告していただきます。その後皆様から御意見をいただいて質疑をしていきたいと思っております。

それでは議事の(1)湖沼類型指定見直し(素案)への御意見の対応について、まずは第2回専門委員会における意見への対応について、事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

事務局
青柳
(水大気環境課)

水大気環境課青柳と申します。

私の方から、前回委員会でいただいた御意見とその対応について、資料1-2を使って説明させていただきます。

資料1-1は、前回の専門委員会の中でいただいた御意見を全てまとめたものと当日の回答になりますが、資料1-2で主なものと対応までまとめて整理しております。

それでは、資料1-2をご覧ください。まずNo.1です。木崎湖で昭和59年に大量の泡が観測されたことについて、原因が界面活性剤と考えられることを事務局から説明していましたが、沖野委員長と朴委員から、のちの

研究により、アメーバとアナベナによっても界面活性剤と同じ現象が起こり得ることが判明したと御指摘をいただきました。資料には大量の泡が発生したという事実を記載しておりましたが、アメーバの大発生も大量の泡の発生原因のうちの一つとして整理させていただきたいと思いません。

続いて、No. 2, 3, 10になります。類型を見直すということに関する表現の仕方について、委員の皆様から複数意見がございましたので、その御意見と対応について説明させていただきたいと思います。

まず、No. 2をご覧ください。今回、中綱湖・木崎湖については、A類型への見直しを検討しておりますが、小松委員から、達成できていないから類型を変えるということではなく、汚水処理人口普及率の向上に見られるように、かなりの対策を行ってきたが基準の達成が難しいということを付け加えたほうが良いとの御意見をいただきました。

続いて2ページのNo. 3です。沖野委員長、高村委員から、類型指定当時は、根拠となるデータが限られている中ではあるけれども当時としての判断を行っているため、今回の見直しについて、達成できないから見直すということではなく、前向きな説明ができるよう、説明の仕方に留意する必要があるとの御意見をいただきました。また、高村委員からは、野尻湖の自然環境保全について、A類型に見直した後も、透明度や水草帯のモニタリングを行っていくことが有用であるのご指摘をいただきました。

続いて5ページのNo. 10をご覧ください。宮原委員から、達成期間や類型を下げるということになる場合には、取組を行っている関係者や地元の方のモチベーションが下がらないように、表現の仕方を工夫されたい、と御意見をいただきました。

委員の皆様からいただいたこれらの御意見につきましては、見直しの最終案としてまとめている資料5において、表現に留意して記載しております。単に環境基準が達成できないから類型を変えるということではなく、現在の利水状況や水質の変化等を踏まえ、類型の変更が必要かどうかという考えから見直しを行っているという趣旨、そして、排水処理施設の整備状況、将来の汚濁負荷の見込み等のデータをもとに適切な類型に当てはめを行っていることが伝わるよう、表現の仕方に留意し、見直し案を提示させていただいております。また、類型見直し後も、引き続き透明度や水草の繁茂状況等、モニタリングを継続していきたいと考えております。

また、4ページのNo. 9、沖野委員長、酒井委員から、将来予測の仕方等にも課題があることから、今回で見直しを終わりとするのではなく、今後も継続的に検討することを付け加えられないかとの御意見がございました。これにつきましても、本来、変化していく状況を見て適宜見直しを行っていくべきであることから、資料5の中で、今後も定期的実施する、という内容を書き込んでおります。

続いて2ページに戻っていただきまして、No. 4をご覧ください。No. 4とNo. 13が、前回委員会の資料のデータの誤りの御指摘になります。

高村委員から、将来水質予測の資料の中で、青木湖の将来負荷量と現況負荷量の比較において、生活系のCODと燐は減少しているが、全窒素が変わらないのはなぜかと御質問がありました。確認したところ、誤植であり、全窒素も減少があると分かりましたので、正しい数値を参考資料2の84ページになりますが、記述いたしました。

そして、5ページのNo. 13になりますが、宮原委員からも諏訪湖の汚濁負荷量についてデータの誤りの御指摘が委員会後にございまして、修正

しております。青木湖・諏訪湖のみならず、他の湖沼についてもデータを再度確認し、正しい値を参考資料2にまとめております。また、これらの修正により今回の見直し結果に支障はないことも確認しております。

続いて、3ページのNo. 5をご覧ください。沖野委員長、朴委員から、仁科三湖の類型見直しに関して、青木湖の水位変動による水質への影響があったのではないかと御指摘、水量収支については把握できないかと御指摘がありました。取水による青木湖の大きな水位変動、大町ダムからの放流による水位改善の取り組み等の事実については資料1-2の当日の回答欄や参考資料3の議事録に記載のとおりですが、水質改善の時期とリンクしておらず、水質改善の理由については把握できていない状況です。現在、昭和電工にデータの提供を依頼中ですので、水位変動が小さくなることによる水質への影響等について、今後注視していきたいと考えております。

続いて、No. 6、7です。仁科三湖の見直しに当たり、AA類型の水産1級の代表魚種であるヒメマスについての御意見・御質問になります。

No. 6、小松委員から、青木湖も木崎湖と同様、ヒメマスの生息に支障が生じていないということであれば、青木湖も含めA類型に見直すという考えもできるのではないかと御意見がありました。

No. 7、高村委員からは、中綱湖のヒメマスの漁獲実績について御質問がございました。青木湖はヒメマスが増殖放流されているという主要魚種としての扱いを優先すること、最上流にある湖沼であることを踏まえてA類型の継続とする案としていますが、今回、地元漁協との意見交換の場で、仁科三湖におけるヒメマスの漁獲実績や位置づけについて確認をいたしました。その結果を資料4-1から4-5、会場にお越しの皆様は資料4関係でひとつにホチキス止めしております資料の中で示しております。この意見交換の結果を踏まえて、改めて見直しの最終案を資料5で提示しておりますので、後ほどの議事で改めて説明させていただき、御議論いただければと思います。

続いて、5ページをご覧ください。No. 11、高村委員から、美鈴湖のCOD達成期間の見直しについて、イからハとしているが、美鈴湖は汚濁負荷の割合として生活系の割合が大きく、点源の対策はしやすいため、検討の余地があるのではないかと御指摘をいただきました。これにつきましては、将来水質予測のデータ等も踏まえ再検討し、口とすることで専門委員の皆様にも事前に説明をさせていただきました。今回の見直し案の中では、達成期間口ということでお示ししています。

最後にNo. 12です。宮原委員から汚濁負荷のドーナツグラフについて、将来のものも併記すると分かりやすいと御指摘いただき、資料5と参考資料2において、追加で掲載いたしました。説明は以上になります。

沖野委員長

説明どうもありがとうございました。

前回の専門委員会での御意見とそれに対する対応ですので、改めてここで議論するというのではないのですが、素案にそれが反映されてきますので、またその際に伺ってもらってもいいかと思っております。とりあえず、この場で何か今の御説明に対して御意見、御質問があればいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。後で気がいたら案の検討のところでもう一度話していただいても結構だと思います。

それでは進めさせていただきます。環境審議会への中間報告の際も、審議会から御意見・御質問がありました。それに対する対応について、事務局の方から御説明いただきたいと思っております。

事務局
青柳

はい、それでは環境審議会の中間報告における意見および対応ということで、資料2の説明をさせていただきます。

令和4年11月28日に環境審議会への中間報告が行われました。その際に審議会委員から出された意見と対応について、説明させていただきます。

質問が2つございました。まず1つ目が、AA類型の主要魚種として見直しのポイントとなるヒメマスについては言及されているが、ワカサギについてはどのような扱いになっているかと御質問がありました。ワカサギについては、全窒素及び全燐における水産2種として挙げられておりますが、水産2種が該当する類型IVについては、今回の見直しの対象とはなっていない旨、回答しております。

続いてNo. 2です。CODの環境基準の達成が難しいようだが、達成している地点、達成していない地点から原因や対策について何か分かるものかと御質問がありました。湖沼の場合は、降雨などの気象条件や利水状況に左右されるため、達成時の原因把握は難しいこと、今回の見直しは、将来の汚濁負荷量から水質予測を行い、将来水質の把握に努めた上でを行っていることを回答しております。説明は以上になります。

沖野委員長

ありがとうございました。

これについては環境審議会からの質問に対する対応ですのでここで審議ということはないのですが、何かこれについて御質問があれば、審議会の方からはこれ以上のことは何もなかったんですね。

それでは先へ進めさせていただきます。もう一つ、パブリックコメントの結果についてまとめていただいておりますが、そのパブリックコメントの対応について御説明いただきます。資料は3ということで、よろしくお願いします。

事務局
青柳

資料3の説明をいたします。

湖沼類型指定見直しの案について、令和4年12月6日から令和5年1月5日まで、約1か月間、パブリックコメントを実施しました。

内容については、県のホームページへの掲載、プレスリリース、関係機関へのメールでの通知により、周知いたしました。

意見募集の資料につきましては、環境審議会の中間報告の資料を使用しました。今回の資料でいうと、資料5の27ページまで、資料編の前までの資料とほぼ同じものになります。

郵送、FAX、メールのいずれかにより提出してもらおうこととしましたが、ご意見の提出はございませんでした。説明は以上です。

沖野委員長

ありがとうございました。パブリックコメントはたくさん出る場合もあるのですが、今回については対象が非常に広いということもあったのかと思えますが、コメントがなかったということです。何かこのパブリックコメントそのものについて、御意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今までの専門委員会、それから環境審議会、パブリックコメントの意見に対する対応ということで、これをもとにして案の検討をするということになりますので、また案の検討のときにご意見いただければと思います。

続いて、湖沼類型指定見直し対象湖沼の地元からの意見について、どのようなものがあつたか説明をいただくということですね。お願いします。

類型指定見直し対象湖沼の地元関係者との意見交換結果について御報告いたします。資料4-1「類型指定見直し対象湖沼に係る地元関係者との意見交換について」をご覧ください。

前回の委員会での御審議を受け、AA類型湖沼の中綱湖、木崎湖、野尻湖のA類型への変更の検討を行うに当たり、類型指定上の判断項目であり、水域の利用目的の一つである水産利用に関して、地元関係者に対し、該当湖沼におけるヒメマスの漁業権魚種、漁獲魚種としての位置づけや類型指定の見直しに対する考え等を把握し、確認するため、意見聴取を行いました。その概要についてご説明いたします。

1の(1)アですが、中綱湖、木崎湖関係での意見交換結果を記載しております。実施日は昨年10月17日、大町市役所で行いました。

意見交換は、青木湖漁協、木崎湖漁協から各組合長、地元の大町市関係課出席の下行いました。なお、青木湖漁協では、青木湖に加え、中綱湖も漁業権の対象湖沼となっております。

内容ですが、まず①地域におけるヒメマスの漁獲魚種としての取扱状況等について御説明します。漁協及び遊漁者による漁獲の状況ですが、いずれの湖も遊漁者による漁獲が主であるとのことでした。

主たる漁獲魚種と増殖の状況についてですが、増殖は、県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づき稚魚、卵を放流しており、青木湖畔のヒメマス増殖センターで増殖したヒメマスは、そのほとんどが青木湖に放流され、中綱湖にも一部が放流されていますが、中綱湖での主たる漁獲魚種は、ワカサギ、ヘラブナであるとのことでした。

ここで、資料4-2を御参照願います。漁場の区域と漁業組合での漁業権魚種の表を併記した資料です。表中に記載のとおり、木崎湖での漁場区域としては、ヒメマスが漁業権対象魚種になっていますが、漁業協同組合の漁業権魚種では、対象外となっています。木崎湖では、木崎マスを主たる漁獲魚種としており、増殖放流がされているとのことでした。

次に、漁獲量及び増殖量実績についてですが、資料4-4、資料4-5をご覧ください。この表は、県園芸畜産課の独自調査資料のデータを基に、当課で加工作成した表であり、記載の数値は、漁協から県園芸畜産課への報告に基づくものです。

漁協にお尋ねしたところ、遊漁者による漁獲量と漁獲魚種の把握が難しく、漁獲量データの不確定要素が大きいこと。県園芸畜産課への漁獲量の報告値は、過去の報告実績値からの参照や遊漁者への聞き取り等による推計値であるとのことでした。一方、増殖量については把握ができていたとのことでした。

現況水質におけるヒメマスの生息状況ですが、現況水質でのヒメマスの生息、漁獲への影響は生じていないとのことでした。

次に②AA類型からA類型への変更に対する意見ですが、漁協からの見直しに対する特段の異論はございませんでした。

③その他漁協との質疑応答ですが、今後の環境基準達成に向けた対策についての質問がございました。これに対し、自然系由来の汚濁負荷が8割強を占めている状況にありますが、類型指定を見直した場合も、特定汚染源対策としての浄化槽整備や事業場からの排水規制等の施策をこれまでと同様に進めていく旨、回答しております。

次に、裏面のイ、野尻湖関係での意見交換結果をご覧ください。

実施日は昨年10月25日、野尻湖漁業協同組合事務所で行いました。

意見交換は、野尻湖漁協の組合長と組合員の方々、地元市町村の信濃町の担当職員出席の下行いました。

内容ですが、まず①地域におけるヒメマス（ヒメマス）の漁獲魚種としての取扱状況等について御説明します。漁協及び遊漁者による漁獲の状況ですが、遊漁者による漁獲が主で組合による漁業は1人とのことでした。

主たる漁獲魚種と増殖の状況についてですが、漁獲量実績では、ワカサギが主。ヒメマスは7月、8月の禁漁期間以外、漁獲可能で、匹数制限はしていないとのことです。増殖は、県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づき稚魚を放流しているとのことでした。

なお、資料4-3は、資料4-2と同様、漁場区域と漁業組合の漁業権魚種の表を併記した資料です。表中に記載のとおり、野尻湖では、ヒメマスは漁協の漁業権魚種の対象となっております。

次に②AA類型からA類型への見直しに対する意見ですが、漁協からの見直しに対する特段の異論はありませんでした。

③その他漁協との質疑応答ですが、類型指定見直しによるデメリットについての御質問がありました。これに対し、特定汚染源対策としての法令による排水規制は従前どおりであり、規制の緩和はないこと、また、類型指定を変更する場合、現状水質の状況から環境基準の達成が見込まれることについて回答いたしました。

次に、(2)地元市町村への意見照会ですが、漁業組合との意見交換結果を受け、類型指定見直し案のパブリックコメントの実施時期にあわせ、関係市町村である大町市、信濃町へ見直し案に対する意見照会を実施しました。

照会の結果ですが、大町市、信濃町のいずれもA類型への見直しに対する異論はありませんでした。

なお、次のとおり意見要望がありました。大町市からは、類型の見直しにより、漁業権者が不利益を被ることのないように配慮してほしいとの御要望、類型指定見直し後も、県の水質改善や水質検査等の水質管理について、これまでと同様の取組を要望するとの意見です。

また、信濃町からは類型の見直しについて同意すること、また今後も水質保全に資する事業の継続について御要望の意見でございます。

大町市、信濃町からのご意見を踏まえ、類型指定を見直した場合の各流域における水質保全対策等については、引き続き必要な対応をしてみたいと考えております。以上、資料4関係の説明でございます。

沖野委員長

ありがとうございました。資料4について御説明いただきました。

地元の漁業関係の方、また市町村の方と協議して意見を聞いたということですが、一括してご質問があればしていただいて、事務局の方から回答していただくことにしたいと思っておりますが、何かありますでしょうか。

ヒメマスに関すること、市町村の関係ということで主に漁業関係のことですが、いかがでしょうか。これは今回初めて専門委員会が出た課題ですね。

事務局
井出

そうですね。

沖野委員長

何かありましたらどうぞ。
酒井委員、どうぞ。

| | |
|-----------------------|---|
| 酒井委員 | <p>野尻湖のヒメマスの漁獲の取扱状況のところ、遊漁者が主であるので漁獲量の把握が難しいということが書いてありますが、資料4-4では実績のところはかなり数字が安定して入っていて、この数字から野尻湖で生息漁獲に影響は生じていないという判断になっていると思います。遊漁者の把握が正確にできてないけれども、数字は大丈夫だから影響も生じていないという判断ができているということなのか、御説明をいただければと思います。</p> |
| 沖野委員長 | <p>事務局のほうで説明できますか。</p> |
| 事務局 井出 | <p>数字自体は、先ほどの説明のとおり、県園芸畜産課からの調査依頼に対する漁協さんからの報告数値に基づくものと伺っております。確かに主な漁獲が遊漁者によるものという中で、実際に遊漁者が釣った魚のうち、ヒメマスがどのくらいの割合でどのくらいの量がというのは、話をお聞きした範囲でも、緻密に把握していくというのは非常に難しいだろうなと思った次第です。増殖量との兼ね合いもおありでしょうし、今までの実績等を踏まえた推測値になるかとは思いますが、一定の信憑性はあるだろうと考えております。</p> <p>私どもで直接実施している調査ではないものですから、あまり調査自体について言及するのは差し控えたいと思いますけれども、数値は一定の目安にはなっているものと考えています。実際、漁協さんへの聞き取りの中では、現状の水質での漁業への支障はないと伺っていますので、聞き取りでの御回答と、数値については参考として考えた上で、現状水質が少なくとも漁協さんの漁業に影響は生じていないと、組合の事業に影響していないと判断をさせていただいた次第です。</p> |
| 沖野委員長 | <p>よろしいでしょうか。よろしくないかもしれないけれども。漁業関係の漁獲統計は非常に難しい面があって、内水面漁業管理委員会を出てくる数字を使っているということですね。</p> |
| 酒井委員 | <p>内水面漁業管理委員会の方で把握しているもの、増殖量実績の数値というのは、毎年その量入れなければいけない量なのですごく正確だと思いますが、これをもとに野尻湖であればおおよそ300kg台で推移しているだろうという予測を遊漁者の方で出しているということだと思います。</p> <p>あと、この300kg台という数字がそこまで正確かというのは、その把握が難しいという現状はあるけれども、それに対して例えば遊漁者の方からすごい不満が出るとかそういうこともないので、おそらく影響は生じていないだろうという現場の感覚という認識で大丈夫なのでしょうか。</p> <p>野尻湖は放流していますよね、青木湖はAAのまま野尻湖はAとなると、積極的に放流している場所が変わるのはどちらかという野尻湖側なのかなと思いました。青木湖は、三湖の中でそこだけ積極的に放流している生息漁業に関係がある場所で、野尻湖も同じようにやっているけれども、変わる側の湖になるという認識になるのかなと思いました。</p> |
| 沖野委員長 | <p>事務局のほうで今の件についてどうですか。 野尻湖は水道水源としての使用が止まっているということでしたね。</p> |
| 事務局 仙波 (水大気環境課) | <p>今の野尻湖のヒメマスの扱いですけれども、それぞれ漁協さんに聞き取りを行う中で、青木湖に関しましては、主要な漁獲魚種として、資料4-4の漁獲量を見ても一番多い。その中でも、年によっても違いますけれども、ワカサギよ</p> |

りも多い状況にあり、主要な漁獲魚種という認識を漁協さんもされている。

野尻湖については、ワカサギがメインだということと、先ほどお答えしたように、遊漁者による漁獲量がはっきり把握できない中で、不確定要素がある数字ですが、先ほど先生がおっしゃられたとおり、仮に全然獲れなくなると遊漁者から不満の声なりが出てくる可能性があるけれども、それなりに一定の漁獲はあると。ただメインはワカサギであって、主要な漁業権魚種ではないと野尻湖のヒメマスについては判断しまして、今回の見直し案といたしました。

先ほど沖野委員長もおっしゃられましたが、水道水源の廃止ということもあったので、必ず AA にしなければいけないという条件が特になくなっていないと判断したということでございます。

沖野委員長

よろしいですか。
他にいかがでしょうか。

宮原委員

木崎マスという魚の位置づけを教えてください。ヒメマスなどということであれば水産1級ですし、サケ科魚類の中のものなのか、木崎マスというのは1級に相当するものなのかどうか、教えてください。

事務局
仙波

木崎マスに関しては、明治時代に移入された琵琶湖の固有種のビワマスと、サクラマス、サクラマスの陸封型はヤマメですけれども、これが自然交配で定着したのが木崎マスだという漁協さんの御説明でした。ビワマスもサクラマスの地域固有種ですので、木崎マスはサクラマスに該当するものになります。水産区分の中で AA 類型に該当する魚種ではないと判断しております。

宮原委員

はい、わかりました。ありがとうございます。
あとすごく細かいことですが、資料4-1の漁業協同組合さんの名前のところが、全部、漁協協同組合となっていますので、アップするような際は修正されたらと思います。

事務局
井出

承知しました。

沖野委員長

他にいかがでしょうか。
朴委員、どうぞ。

朴委員

少し細かいのですが、資料4-4の青木湖で、平成23年だけ木崎マスが200kgと書いてあるのですが、これは次のページから見ても放流、増殖、放卵などが無いので、間違いなのか、そもそも青木湖に木崎マスがいないのか確認していただいた方がいいかと思います。

事務局
井出

ありがとうございます。
この数値自体は担当課からデータを提供していただいたものでございまして、我々の転記ミスでなければそのとおりの数値ということになります。おそらく今のご指摘のとおり、記入の誤りの可能性もあるのかなとは思いますが、いただいた意見については担当課の方にお伝えしたいと思っております。仮に私どもの方の転記ミスということであれば、訂正をさせていただきたいと思っております。

沖野委員長

よろしいですか。

他にいかがですか。小松委員、どうぞ。

小松委員

木崎マスの話はありましたが、シナノユキマスも同じような扱いということでしょうか。

事務局
井出

ヒメマスとは違う魚種だという認識です。申し訳ありませんが、それ以上の細かい学術分類上の調査、把握は十分にできておりません。

小松委員

このデータはなかなか難しいと思いますが、青木湖はヒメマスでずっと300kgとか400kgだったのが、令和2年では50kgに一気に減っているように見えます。漁獲量が減っているのかなと思ってしまうんですけども。

事務局
井出

何かその数値の背景、理由等の合理的な説明ができればいいのですが、ヒメマス部分は間違いなくこのとおり転記しているはずであり、また、平成27年から令和元年まで空白になっていますが、ここは把握ができないということで、おそらく漁協さんが空欄での報告となったのだらうと思います。50kgというのも記載のミスなのか、遊漁者への聞き取りの結果、少なめということで、例年よりも少なめで補正した数値を報告されたのかというのは推測の域を出ないのですが、急激に何か大きな気象変動などがなければ、そんなに多くは減らないのではないかと思います。数値だけから見ますと、減っているのではないかとお考えになるのも、無理もないと思います。

小松委員

いろいろとデータの書き方がどうかによって変わってくると思います。例えば、漁協での実績のデータだけ示しているのであれば、漁協中心だったのが遊漁者中心になってきたとか、そういうこともあるかもしれない。データの話なのでどうこうというよりも、ヒメマスの生息や漁獲量に影響は生じていないというコメントの方が大事かなという気がします。

事務局
井出

ヒアリングの際には、漁協さんから現状の水質で漁業への支障は生じていないとお聞きしているところであり、また、より客観的な関連データも他にあるようであれば、それもあわせて御説明できれば、本来、一番望ましいところです。今回、少なくとも漁協さんから、直接、現場からの声としてお考えをお聞かせいただいておりますので、そのようにさせていただいた次第です。

沖野委員長

そういう意見があったということで、何かの機会にお伝えいただければと思います。

他にいかがでしょうか。高村委員何か御意見ありますでしょうか。

高村委員

魚のことですが、湖の利用のされ方ということは今後も広く考えていくと、観光資源でもあるし、湖のあり方を考える上で遊漁者の数は比較的データにしやすいと思います。遊漁者の数は各湖でデータにされているのでしょうか。

沖野委員長

どうでしょうか。

事務局
井出

今回は、遊漁者数までは資料ということでとりまとめておりません。ただ、漁協さんも遊漁券を販売されたりしている関係上、また増殖義務の関係上、数字については一定程度把握されているだらうと思いますので、今後必要性があれば、担当課の方にも情報提供を依頼します。

沖野委員長 移入量を決めて皆さん対応しているの、利用者数というのは内水面の方へ報告はしているはずで。

事務局
井出 今回は、漁獲量と増殖量を中心に資料作成という形になっております。

沖野委員長 ということですが、高村委員何かございますか。

高村委員 水質については従来からかなり努力をしてきましたが、湖の利用の仕方というのは、今後、もう少し広範に皆さんが利用していくような形になると思われるので、現状はどうかとか、そのようなことを把握していく資料をなるべく作っていければいいと思います。この湖は観光資源として皆さんが楽しめる湖だとか、そのような視点というのも今後大事になるので、そのようなデータも取っていかれればいいなと感じました。

沖野委員長 事務局の方で今の御意見をお聞きしておいて、今後の対策として考えていただければと思います。

他によろしいでしょうか。

ではちょっと早めではありますが、今日はこの後の類型見直しの（案）の方に力を入れることが必要だと思うので、きりのいいところでお休みをとらせていただこうと思います。3時5分から再開して、次の議題の類型指定見直し（案）についてご説明いただいてから御意見をいただくということにしたいと思います。よろしく申し上げます。

（休憩）

沖野委員長 時間になりましたので再開したいと思います。

議題の湖沼類型見直し（案）についてというところに入りたいと思います。だいたい長くなりますが一気に説明していただいて、その後ご質問、ご意見を伺って、まとめていただくということになります。

事務局の方から説明をお願いします。

事務局
井出 資料5「湖沼における環境基準の類型指定見直しについて（案）」をご覧ください。

この見直し案は、これまでの専門委員会資料と委員会での審議内容、見直しの素案についての環境審議会の中間報告での意見、パブコメの結果、地元関係者への意見照会結果を反映し、作成しております。

まず、表紙の裏面、目次をご覧ください。見直し案の構成ですが、1の概要から4の県内湖沼の類型指定等の状況までが、見直しの検討を進めるにあたっての類型指定に係る現状での事前整理に相当しており、これまでの専門委員会での資料を中心にまとめています。

5の類型の見直しでは、見直し検討対象湖沼の絞り込みと類型見直しの検討とその検討結果で構成しており、第2回専門委員会での討議の流れに従ったまとめ方としています。前回の委員会資料を基礎として、委員の皆様からの御意見、御指摘内容を反映し、加筆修正しています。

6の達成期間の見直しについてですが、第2回専門委員会での討議で

は、見直しの対象湖沼の絞り込みと検討結果で分けておりましたが、重複する箇所も見受けられたため、今回は、検討方法と検討結果として再整理しました。

7の検討結果一覧表（類型指定・達成期間）では、第2回専門委員会の資料を基に、5の類型の見直し6の達成期間の見直しの検討における条件、要素、結果等を、COD、全燐、全窒素の別に、一覧表としてまとめております。

最後に8のまとめですが、今回の類型指定見直し結果のみを見やすく、COD、全燐、全窒素の別に、一覧表としてまとめ、コメントを付しております。

見直し案の本編は以上ですが、資料編として、類型の見直しの絞り込みの結果、検討対象とした湖沼別の検討結果と、今回の見直しに当たっての根拠となる法令、通知等について掲載しております。

湖沼別の検討結果は、第2回専門委員会の資料を基に加筆修正しており、根拠法令等は、第1回専門委員会の資料を基に加筆しております。

それでは、1ページから順に、これまでの専門委員会での審議の振り返りと確認の趣旨も含め、主要箇所を中心に説明させていただきます。

1ページでは、概要、見直しの背景、見直しの考え方を記載しております。2の湖沼を取り巻く環境の変化、第五次長野県環境基本計画の策定、湖沼の環境基準達成状況の3つの背景のもと、湖沼に対する水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の類型の当てはめについて、利水と水質の状況の変化等を踏まえた見直し、検討を行うとしています。

3の見直しの考え方では、(1)でその対象を県指定の14湖沼とすること、(2)で国の環境基準通知に基づき、記載の3つの観点から検討を行うとし、(3)では、前回の委員会での委員からのご指摘を受け、類型及び達成期間の見直しは、利水の状況や水質の変化等を踏まえて、今後も定期的実施することを前提に検討を行うことを追記いたしました。ここは、資料1-2のNo. 9への対応箇所になります。

2ページから18ページまでが4の県内湖沼の類型指定等の状況になります。2ページ、3ページの(1)、(2)は、COD、全燐、全窒素の現在の類型指定の状況と環境基準の表、4ページは類型指定湖沼の位置図を掲載しております。5ページから6ページに(3)のアからウ、COD、全燐、全窒素別の直近10年間の湖沼別の環境基準達成状況の表を、7ページから18ページに(4)アからウ、COD、全燐、全窒素別に、類型指定以降の水質の経年変化グラフを掲載しています。

19ページから22ページまでが5の類型の見直しになります。19ページ

(1) 対象湖沼の絞り込みでは、類型見直しの必要性についての判断項目、考え方と絞り込みの結果を記載しています。アのCODの判断項目では、①から③まで3項目を挙げていますが、②の類型指定以前から現在までの水質の状況(AA類型のみ)については、第1回専門委員会での御意見を反映し、仁科三湖を含めたAA類型湖沼は、利用状況の変更の有無だけでなく、類型指定当時の状況まで遡って類型の妥当性を検討する必要があるため、類型指定以前から現在までの水質の状況も項目に加えることが適当とし、第2回専門委員会追加した項目であり、AA類型湖沼全てを絞り込みの対象湖沼としました。なお、①と③は、全燐、全窒素の類型指定済み湖沼においても①②として共通の判断項目となっています。

イの全磷の（ア）類型指定済み湖沼ですが、①と②の2項目、（イ）の類型未指定湖沼では、①から③まで、湖沼における水の滞留時間が4日以上、特定施設の有無、排水基準適用の有無の3要素全てに該当する湖沼を検討対象としました。

ウの全窒素ですが、（ア）の類型指定済み湖沼は全磷と同じ①と②の2項目、（イ）の類型未指定湖沼では、磷の新規類型指定の検討対象となり、かつ①と②の2項目、全磷 0.02mg/L以上、N/P比 20以下いずれにも該当する湖沼を検討対象としました。

エの絞り込みの結果は、四角の囲みの中に記載の湖沼となっています。

湖沼別の各判断項目への該当の有無等は、24ページから26ページまでの7検討結果一覧表に記載のとおりとなっております。

なお、絞り込みを行った湖沼のうち、丸池、琵琶池、野尻湖については、第2回専門委員会開催前に、専門委員会による現地視察も実施しております。

次に20ページの（2）類型見直しの検討ですが、絞り込んだ湖沼について、国の見解等を踏まえつつ、見直しを検討するうえでの考え方を整理しています。

アのCODですが、（ア）現在の水域の利用状況等では、利用目的の適応性を国の見解を踏まえたうえ、類型の当てはめを行うとし、水産利用では、AA類型の代表魚種であるヒメマスについて、地元関係者の意見聴取等の結果を踏まえたうえで判断するとしました。

また、利用目的の一つ、自然環境保全は、該当湖沼における周辺の開発状況等を踏まえ、厳然たる自然地の探索に当たるか検討するとしました。

（イ）将来の水質予測では、人為起源の汚濁負荷を除いた場合も将来予測値がAA類型の水質基準値を満たしていないなど、環境基準の達成は困難と判断される場合は、AA類型からA類型への見直しについて検討するとしました。

イの全磷ですが、（ア）の類型指定済み湖沼はCODと同一内容であり、（イ）の類型未指定湖沼では、①将来の水質汚濁のおそれとして、水質のトレンド、汚濁負荷データ、将来予測値を勘案することとし、②想定される類型の達成状況では、現在の水域の利用状況から想定される類型を当てはめ、現状水質及び将来予測値が想定類型の基準を満たしているか確認するとしました。

21ページの全窒素では、（ア）の類型指定済み湖沼は該当なし、（イ）類型未指定湖沼は、先ほどの全磷と同じく、将来の水質汚濁のおそれ、想定される類型の達成状況より検討するとしました。

次に（3）の検討結果です。

アCODですが、漁協等の地元関係者の意見聴取結果を反映した記載とし、特定汚染源対策については、生活排水処理施設の整備による污水处理人口普及率の向上の一方、対策が難しい自然系由来の汚濁負荷割合が大きな割合を占めていることで、人為起源の汚濁負荷を除いた場合であっても将来予測値がAA類型基準値を満足することが困難であることを記載しております。

ただし、（ア）の青木湖については、仁科三湖の最上流に位置している湖沼であり三湖の中では最も水質がよく、また、ヒメマスの漁業権魚種としての重要度からAA類型のまま変更なしとし、それ以外の3湖沼はA類型への変更としております。

また、最初の水産利用についての記述箇所は、委員御指摘事項、資料1-2のNo. 6への対応として追記しております。

他の3湖沼についてですが、(イ)中綱湖、(ウ)木崎湖、(エ)野尻湖の汚水処理人口普及率の向上の記載は、委員御指摘事項、資料1-2のNo. 2への対応として追記しております。

(エ)の野尻湖、22ページ2行目の自然環境保全の記載において、風致を維持する必要がある比較的低い第3種特別地域に指定されているとの記述を委員御指摘事項、資料1-2のNo. 8への対応として追記しております。

次に、イ全燐(ア)指定済み湖沼の野尻湖の記述と(イ)類型未指定湖沼の4湖沼の記述は前回委員会から特に変更はありません。野尻湖では水域の利用項目の一つ、自然環境保全には当たらないこと、現状水質と将来予測値から現状のI類型から変更せずとし、類型未指定の4湖沼は、水質のトレンド等からの将来の水質汚濁のおそれと、利水状況から想定される類型での水質の環境基準達成状況から総合的に判断し、現状では新規指定を行う必要はなしとしました。

(ウ)の全窒素については、(ア)指定済み湖沼は該当湖沼なし、(イ)未指定湖沼の3湖沼も全燐と同様に判断の結果、新規指定を行う必要はなしとしました。

次に、23ページの6の達成期間の見直しでは、その検討方法として、直近10年間の環境基準達成状況について、達成率と達成期間との対応関係を今回、設定、定義した上、これを目安として齟齬が生じている場合には、水質の変動傾向や将来予測等に基づき、適切な達成期間を検討することとしました。

検討結果は、(2)の記載のとおりですが、このうち、(2)アCODの(イ)、下位の達成期間への見直しの①美鈴湖については、委員御指摘事項、資料1-2のNo. 11への対応として、達成期間を口としております。

24ページから26ページまでが、7の検討結果一覧表ですが、5の類型の見直し、6の達成期間の見直しの検討に当たり必要なデータとその検討結果を表形式で一覧表とした資料になります。下側の四角の囲みに備考として必要なコメントを付しております。

最後に27ページの8、まとめでは、これまでの類型と達成期間の見直し検討結果のみを分かりやすく一覧表にしています。類型の見直しについて、COD等では、AA類型の中綱湖、木崎湖、野尻湖をA類型への見直し、全燐、全窒素では、類型の見直し対象湖沼はなし、達成期間では、COD、全燐、全窒素いずれもその大半の湖沼が見直しとなっております。

なお、前回の委員会では、資料1-2のNo. 3、No. 10の記載にございますように、最終案の説明に当たっては、今回の見直しが、単に環境基準の不達成等によるものとマイナスの印象で受け止められことのないよう、また地域での水質保全への取組の動機付け等が下がらないよう、丁寧に前向きな説明となるよう留意が必要であると、委員から複数の御指摘がありました。これを受けまして、最後のまとめのコメントにおきまして、様々な知見を踏まえ、現状の水域に適合したよりふさわしい類型の指定とするための見直しであり、今後の良好な水質の維持向上、水質保全への取組みを推進するための新たな目標となる見直しであること、また地域の皆さんと行政等が十分連携し今後も引き続き汚濁負荷の低減に努めていく旨を記載しました。以上が、類型指定見直し案の本編でございます。

なお、資料編として、湖沼別の検討結果、根拠法令を添付してござい

す。湖沼別の検討結果では、委員ご指摘事項、資料1-2のNo. 12への対応として将来の発生汚濁負荷量のドーナツグラフも追記をしております。参考資料2にも同様に追記をしております。

類型指定見直し案についての説明は以上でございます。

沖野委員長

ありがとうございました。広範な非常に細かな内容をよくまとめていただいたと思います。今のご説明について、委員の方から御意見なり御提案があれば聞きたいと思います。いかがでしょうか。

大筋としては、前回の専門委員会でのまとめと大きく異なっているところはないということですかね。

事務局
井出

これまでの第1回、第2回の専門委員会の御議論、御審議を経て、その時に使わせていただいた資料をもとに、地元関係者への意見聴取ですとか、環境審議会、パブコメの結果を反映して、まとめさせていただいたというものでございます。

沖野委員長

今回、パブリックコメントがなかったということで、パブリックコメントのとり方などに問題があるのかもしれませんが、個々の湖だとそれぞれに意見もあるかなという気がするのですが、全体のまとめということで、コメントする方も大変だったということなのかなという気がします。そういうことも含めて感想なり御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

小松委員、どうぞ。

小松委員

地元関係者との意見交換という資料があって、今日は関係の市町村の方も来られていると思うのですが、漁協がメインですね。

事務局
井出

類型指定の見直しに係る部分については、御承知のとおり、利用目的の判断項目のうち、水産区分、ヒメマス取扱いというのは一番のポイントになりますので、まずは一番影響が考えられるということで漁協さんを中心とさせていただきます。その漁協の皆様の見解を踏まえた上で、地元市町村さんとしての御意見を伺ったということでございます。

小松委員

先ほども少しあったのですが、漁業も最近は観光とも結構リンクしてくるという話もあって、ちょっと個人的な話になるのですが、前、野尻湖にセンサーを設置するときに、漁協の方と水上安全協会という観光の方にも話を通した方がいいというようなことを言われました。観光関係の方についても、意見交換とまではいかずとも、例えばこのパブリックコメントの方で関係機関に通知とありますが、この関係機関の中に観光関係の方は含まれているのでしょうか。

事務局
井出

個別に観光組合さんや観光協会さんといったところには特に通知をさせていただいていませんが、今回、市町村さんへの照会においては、市町村の中に関係部署が複数またがっておりますので、必要に応じ関係部署や関係団体等に御意見を伺っていただいたものという整理をさせていただいております。

小松委員

自治体のほうから繋がっているということですね。

事務局
井出

地元市町村さんから、関係機関や関係団体などと必要に応じてやり取りがあ

るということで、そこはしていただいていると考えているところです。

沖野委員長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

長野県では、湖沼を水道水源としている市町村はあるのでしょうか。野尻湖は今回水道水源としての取水をやめたということですが、他にありますか。

事務局
仙波

私どもの課では水道も所管しており、水道年報で水源別の整理もしています。今資料が手元にない状況ですが、県内では、やはり湧水あるいは地下水が水源のメインとなっております。湖沼を水源にしているというのはないと記憶しております。

沖野委員長

他の県とちょっと違う特殊なところではあるのでしょうか。野尻湖はとらなくなつたということで、ほかはないということですね。

他に何か、今の説明に限らず、これまでの説明についても御意見等あればお願いします。

宮原委員

先ほど、私の意見でドーナツグラフを追加していただいたということですが、酒井委員ともちょっとお話したのですけれども、例えば、参考資料の30ページを見させていただくと、CODは左と右で現況-将来の形になっているのですが、その上の窒素と磷は、現況と将来で上下に見ないといけないという形となっております。同じページで見るのでしたら、左右で現況-将来と配置した方がわかりやすいのかなと。何か現状の表記にしないといけない事情があればそれはそれで構わないのですが、左右で現況と将来を並べた表記とした方が見やすいかなと感じました。

事務局
井出

御指摘ありがとうございます。直せる範囲で見やすくしていきたいと思いません。

沖野委員長

せっかくの資料だから見やすい方がいいので、組み合わせを変えるということで対応ができるようだったら、考えていただければと思います。

宮原委員

あともう一つよろしいでしょうか。検討に使った数値がいろいろ出ているのですが、例えば24ページのCODのところを見ると、COD75%値のところ“全層”と書かれているものと書かれていないものがある。おそらくこの“全層”というのは表層と下層の平均なり、両方まとめてというようなことで、そうではないのはおそらく表層水なり1ヶ所で採水したものというニュアンスかと思っております。窒素や磷はおそらく表層水の値となっていると思われませんが、元となるデータが何なのかが分かるように、どこかに書いていただけると良いのではないのでしょうか。今後このデータはどこから来ているのかというのが分かるように。

後半でたくさんのグラフもありますが、それぞれがどこの数字なのか迷わずに済むかと思しますので、そんな説明も加えていただけるとよいかと。せっかくグラフをたくさんつけていただいていますので、お願いしたいと思いません。以上です。

沖野委員長

資料のまとめのようなところに、その数値の中身について一括して説明しておいた方がいいかもしれませんね。今後この数字が色々なところで使われるということもあるでしょうから。

よろしいですか。高村委員、どうぞ。

高村委員

達成期間の検討も含めて挙げられた湖が 11 あるのですが、資料では 8 つしか出てきていないですね。資料編の湖沼別の検討結果で、女神湖と大座法師池と美鈴湖が無いのですが、達成期間のみを変えるものは入れなかったということでしょうか。

沖野委員長

事務局の方で分かりますでしょうか。

事務局
井出

達成期間も見直しの対象ではあるのですが、今回の見直しは類型に主眼が置かれていることもありまして、先ほどの説明の中でも、順番としてはまず類型を変更する湖沼の絞り込みを行ってから、絞り込んだ湖沼を具体的に検討していくという形式で行っていたところです。資料編では、達成期間のみの見直し湖沼については、検討内容を湖沼別に個別にまとめることまでは考えてはおりませんでした。

高村委員

達成期間が短くなったものについてはいいのですが、達成期間を長くしたものがいくつかありますよね。元々、イだったのをロにしたとか、イだったのをハにしたとか。COD が主ですけども、達成期間を長くした湖沼については、やはり対策というか将来予測をして、この期間ではちょっと難しいだろうから長めにとということかと思えます。そのような状況も参考資料には記載があるのですが、何か一括して、ここはちょっと時間が必要だということの根拠がどこにあるのかというのを分かるようにしてもらいたいです。

それから、いくつかの湖沼を見ると、面源は仕方ないですが点減は何か対策ができるのではないかと思います。例えば、みどり湖では、トータル燐で家畜系の負荷量を将来的に減らすことができるのではないかと。36 ページを見ると、産業系や家畜系などの負荷により、トータル燐の量が減らないのではないかなど。今後、どうしてこのように減らすことができるのか、ということを知りたいと思いました。47 ページの青木湖も同様ですね。トータル燐の生活系が、将来的に減らないのですね。内容を見ると、浄化槽、地下浸透みたいなものがなかなか減らせていないのかなという感じです。

努力していくポイントが分かるように資料を付けてもらった方がいいかなと思いました。

全般的に考え方はよく整理してまとめてくださったと思います。

事務局
仙波

前段の、達成期間を見直したところについても資料編の方に載せるべきということについて、特に達成期間を長く、緩くしたところについては載せるべきではという話がありました。参考資料 2 としては全ての湖沼についてまとめているところでありますので、達成期間のみを見直した湖沼についても、資料編の方に付けるという形で検討させていただきたいと思えます。定期的に類型を見直すということも申し上げているところです。その際、しっかり検証ができるようにということもありますし、資料としてより完成したものになると思えますので、達成期間のみ見直しの湖沼についても資料編に追加するという方向で、環境審議会までにはできるだけ直したいと思えます。

それから、将来予測の部分につきましては、5 年後にどうなっているかをしっかりと検証させていただきたいと思えます。そういった意味で、今回ドーナツグラフでの比較という形で載せさせていただいていますので、この辺りも今回の資料として残していきたいと思えます。御助言ありがとうございました。

沖野委員長 その点よろしくお願ひします。せつかく資料があるので、この先にもう1回見直しがあつた時に参考になると思うので、是非やっただければと思ひます。高村委員、そんなところでよろしいでしょうか。

高村委員 はい、どうもありがとございます。
全般にこの資料はとてよくできているなどと思ひました。

沖野委員長 他にいかがでしょうか。
小松委員、どうぞ。

小松委員 27 ページのまとめの表について、こちらは見直した後の結果が記載されているのですが、元々の類型指定の情報も入っているといひかなと思ひました。というのも、達成期間を上位に変えたものと下位に変えたものがあるので、それを区別できるような記載が望ましいかと。例えば、野尻湖だと AA から A に変えますというような形で記載にする方がいひのかなと思ひました。

沖野委員長 事務局の方いかがですか。

事務局 仙波 今回の御意見について、27 ページの表で、今は現状を左側2つの欄に書いていて、それがこう変わったという形では並べていますが、ちょっと分かりづらひです。現状がこうで、見直し後がこうなるという変化がわかるようにします。

酒井委員 同じ表について私もコメントしたかつたところで、先ほどの資料もそうなのですが、湖沼の並びが毎回変わって出てきます。特に27 ページが、今回の結果こうなつたと伝えるために一番大事だと思ひますが、水系で区切るならば、現状を伝えている2ページの表の(1) COD 等とか、(2) 全燐・全窒素の並びに合わせて、27 ページも並べた方がいひと思ひます。資料編の方でそれぞれの説明をする上でも、順番を合わせた方が見やすくなりますし、今後また引き続き見直し際にも良くなると思うので、統一されてはいひかなと思ひます。
また、先ほどの小松先生のお話のとおり、見やすさという意味では、類型は類型、期間は期間で並べた方がやはり見やすひかなと思ひました。

沖野委員長 事務局よろしいですかね。
他にいかがでしょうか。データもいひばいある中で、ややこしい問題もあるような気もしたのですが、意外にすつきりとまとめていただひて良かつたなという気はしてゐます。これによつてこれから先、湖の状態が保全されていくということを期待して、是非また見直しをするということを引き継いでいただひればなと思ひます。
よろしいですか。全体について何か気がつたことがありましたらお願ひします。予定した時間にはまだいひぶ時間があるのですが、すつきりとまとめていただひていて、早く会議が終る方がよろしいということもありますので、終了としてよろしいでしょうか。
初めてデータを見ていただひ方が多かつたと思うのですが、大変熱心に見ていただひてありがたく思ひてゐます。
この後、環境審議会に類型見直しの報告をすることになりますが、今いただひた細かな意見の修正等について、その結果についてはまたお集まりいただひ

のは大変なので、委員長にお任せいただければありがたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

御異議がなければそうさせていただいて、環境審議会の方に、31日、報告をしていきたいと思えます。

環境審議会の方から、中身について大きな問題の指摘はなかったと思うので、中間報告をしてから大きくは変わっておりませんが、もし修正があればこれも委員長に任せていただき、最終報告を作っていきたいと思えます。

事務局の方で何か最後にありますか。いいですか。よろしければちょっと時間が早くなりましたけれども、これで座長の方は降りさせていただいて、事務局にお返ししたいと思えます。

本当に委員の皆さんの御協力ありがとうございました。特にオンラインで参加していただいた高村委員からもいろいろ御意見いただきましたので、長野県からも感謝させていただいていると思えます。どうもありがとうございました。それでは事務局の方にお返しします。

事務局
井出

沖野委員長、委員の皆様方、ありがとうございました。

今後、1月31日に環境審議会がございますけれども、沖野委員長に御出席をいただき、審議会への報告をお願いしたいと考えております。

提出する湖沼類型指定見直し案の最終版につきましては、委員の皆様事前にファイルで御送付させていただきたいと思えます。

環境審議会の答申を受けた後でございます、3月に告示を行いたいと考えております。

なお、本日の資料等につきまして、お気づきの点や御不明な点などございましたら、先ほど申し上げました環境審議会の日程、再来週の火曜開催という関係もございまして、非常に短期間で恐縮ですけれども、今週中に事務局の水大気環境課にお知らせいただきますようお願いいたします。

終了にあたりまして、仙波課長よりご挨拶を申し上げます。

事務局
仙波

沖野委員長をはじめ、委員の皆様方には、大変ご多忙のところを3回の専門委員会の場、それから現地調査など様々な機会におきまして貴重な御意見をいただきまして感謝を申し上げます。

全国的に見ても県内の湖沼の類型指定の見直しを一括して行うというような事例がない中で、我々事務局としても手探り状況の中で検討を進めてまいってきたという状況ですけれども、委員の皆様方からは検討の方向性あるいは検討手法についての的確な御意見をいただくことで、今回見直し案をまとめることができました。

湖沼を取り巻く環境が大きく変化する中で今後、全国的にもこうした検討が行われるということが想定されますが、おかげさまで他の自治体のモデル的な事例となる検討ができたのではないかと考えております。本当にありがとうございました。

今後まだ、先ほど申し上げましたように必要な手続きがございますけれども、類型指定の見直しがなされた場合には、新たな類型指定に基づきまして豊かな水環境の実現に向けた各種施策に取り組んでまいります。

また、今後も定期的にこのような類型指定の見直しを行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様方には引き続き、それぞれのお立場から本県の水環境の保全に御支援、御協力いただくことをお願いいたしまして御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局
井出

以上をもちまして、第3回環境審議会、湖沼類型指定見直し専門委員会を終了いたします。長時間にわたりましてご討議いただき、ありがとうございました。